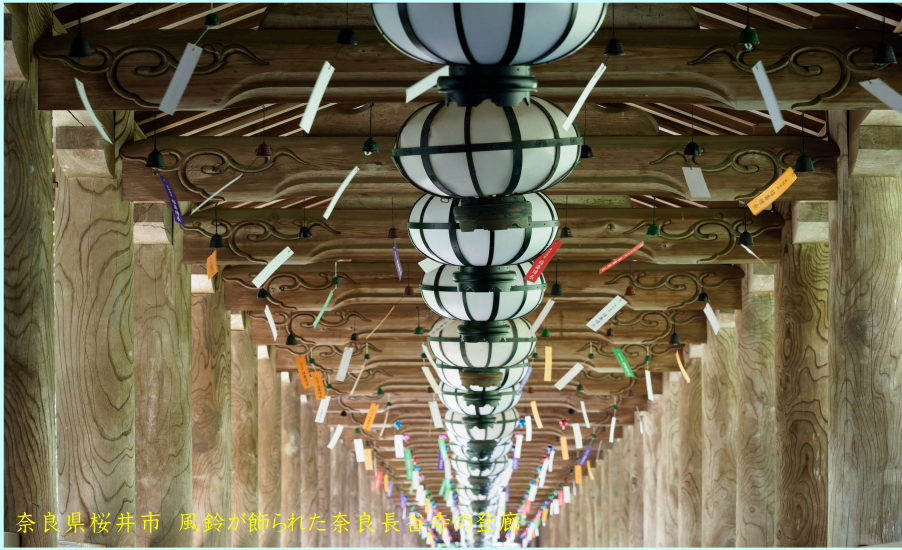


活動報告書

NO. 51

2026/8/20発行



奈良県桜井市 風鈴が飾られた奈良長谷寺の参道

立秋の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より当法人の活動に格別のご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本活動報告書では、当法人の新たな体制と地域貢献への歩みとなる、以下の3つの重要なご報告を中心に掲載しております。

・業務効率化とサービス向上のための「桜井事務所の移転」

・より身近な拠点を目指した「下市出張所の移設」

・地域課題の解決に向けた大きな一歩となる「空家等管理活用支援法人への指定」

これらの変化を機に、地域に根ざした活動をさらに推進し、皆様のご期待に沿えるよう一層邁進してまいります。

今後とも、地域社会の課題解決に向けて努力してまいりますので、引き続きご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



本部移転のご挨拶

平素より、当法人の活動に温かいご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

このたび、当法人は桜井市戒重に新事務所を開設し、新たな一歩を踏み出すこととなりました。

新事務所は、空き家を所有されている方やそのご家族、地域の皆さまからのさまざまな相談に対応する「空き家相談窓口」として、より身近で頼れる存在を目指してまいります。

空き家を取り巻く問題は、建物の管理や利活用、相続、地域の安全・景観など多岐にわたり、それぞれの事情に応じた丁寧な対応が求められます。

私たちは一つひとつの声に真摯に耳を傾け、関係機関や専門家とも連携しながら、解決への道筋を共に考えてまいります。

また、この新事務所を、桜井市や奈良県内での相談対応にとどまらず、奈良県外の自治体が進める空き家対策を支援するための拠点としても発展させたいと考えております。

これまで培ってきた知識や経

験を活かし、地域や自治体の実情に即した持続可能な空き家対策に貢献してまいります。

今後とも変わらぬご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

代表理事 有江 正太



↑ 桜井本部の写真



↑ 桜井駅からのアクセス



↑ GoogleMap

下市出張所 移転のお知らせ

令和6年度より奈良県吉野郡下市町にて開設した空き家コンシェルジュ下市出張所が、令和8年4月に同町内にある廃校を再利用した「forest market KIT」と言う、ショップ、カフェ、レストラン、キッズスペース、マルシェなどを備えた体験型複合施設の3階に移転しました。

このKITOという施設は国道309号線沿いにあり、避暑地、キャンプ、温泉などの観光地として人気の天川村や黒滝村に向かう観光客の通り道沿いにあり、町外や県外のお客様で賑わっている施設です。

今までより更に町外、県外の方に、下市町の取り組みや魅力、見どころを直に周知しやすい環境となりました。

平成27年より下市町からの委託を受けて、「空き家バンク」に関する業務を行ってまいりましたが、令和6年より更に集中的に空き家対策を行いたいとの要望を受け、下市出張所を設置する運びとなりました。設置後の様々な活動の中で、空き家バンク制度の認知度、物件登録数、成約数などは設置以前よりも増

加しております。

今回の移転をきっかけに、下市出張所では移住促進にも更なる力を入れていく予定です。

新しい試みとして「しもいち・移住・暮らし相談」と題し、定期的に移住相談会を始めました。ひよんなことから立ち寄られた方でも、アポなし、予約なしで相談を受けられる相談会です。

これからは、KITO内の出張所から下市町を訪れる方々に下市町の良さや魅力を伝えられるよう、そして、下市町民の皆様には、より親しみを持って頂けるよう、空き家コンシェルジュ下市出張所が地域に定着するようにより一層尽力してまいります。



↑ forest market KITO



← 移住相談会のチラシ



「高梁市空家等管理活用支援法人」の指定

岡山県高梁市では、令和7年10月1日より市からの委託を受け「空き家と移住の窓口」を開設し、市内不動産事業者等と連携した空き家バンク運営と移住の相談・サポート業務をワンストップ窓口で提供しております。

この度、2月17日付で「高梁市空家等管理活用支援法人」の指定を受けました。

空家等管理活用支援法人制度とは、令和5年度に改正された空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等管理活用支援法人の指定により、民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、空き家対策の取組みに関して補完的な役割を果たすことで、空き家対策の推進を図ることを目的としている制度です。

当法人が自治体より空家等管理活用支援法人の指定を受けたのは高梁市が初になります。

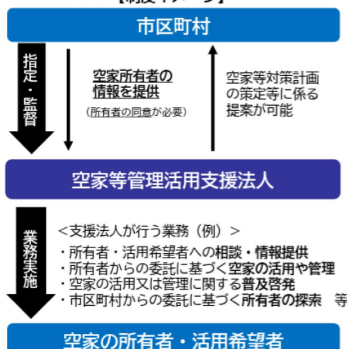
高梁市では本年度より、管理不全空家対応支援業務も受託しており、空き家の「活用の拡大」「管理の確保」「特定空家の除去」等への対応強化を図りながら、空き家に係る総合的・専門

的な相談窓口の整備を進めていきます。



↑ 左：高梁市長 石田様・右：NPO 有江代表

【制度イメージ】



空家等管理活用支援法人の「指定手引き」(R5.11公表)の概要

①指定の要件例

- (法人の基本的な要件)
 - ・破産していないこと
 - ・役員に暴力団等がないこと 等
- (法人の業務体制)
 - ・支援法人として業務を行うに足る専門性を有していること
 - ・空家対策の実績のある法人、宅建事業者団体等を想定
 - ・全国規模や都道府県規模の団体である場合も指定対象となる(活動実績等は、地域支部単位での確認も可)

②支援法人への所有者情報の提供方法

- ・市区町村から支援法人へ、所有者の氏名、住所、連絡先等の情報提供が可能。
- ・情報提供時には、所有者本人から同意を取得(同意取得書のひな型も掲載)。

↑ 国土交通省資料より、制度イメージ